

鳥取県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山高原スマート インター線	変更前	西伯郡伯耆町久古字陣場677-3地先から同町 久古字陣場1484-2地先まで	9.9~20.2	168.0
	変更後	西伯郡伯耆町久古字陣場677-3地先から同町 岸本字下ノ原東-776-5地先まで	6.6~34.1	630.0
		西伯郡伯耆町久古字陣場677-4地先から同町 岸本字尻谷756-10地先まで	6.9~41.2	294.0